　　和社福士第３8号

令和６年６月１９日

各市町村 高齢者虐待防止主管課長　様

各市町村 地域包括支援センター主管課長　様

各市町村 地域包括支援センター長　様

各振興局 健康福祉部長（串本支所長）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人　和歌山県社会福祉士会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　玉置　薫

（公印省略）

和歌山県委託事業

令和６年度高齢者虐待防止市町村職員等研修  
【養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修】

開　催　要　項

この度、和歌山県委託事業である高齢者権利擁護推進事業の一環として、標記の研修会を開催することとなりましたのでご案内いたします。

≪研修の目的≫

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応力向上等を目的に研修を開催します。

１．日　　　時 令和６年７月１９日（金） 10：00～16：30

２．場　　　所 県立情報交流センターBig・U 多目的ホール

　　　　　　　　　（田辺市新庄町3353-9）

３．対　象　者 ・市町村高齢者虐待防止主管課職員

・地域包括支援センター職員

・振興局健康福祉部職員

４．テーマ **「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応について」**

５．持　参　物　　『和歌山県高齢者虐待対応マニュアル』

緑のファイルです

６．参加費 無料

７．定　員 ６０名

８．プログラム１０：００ ～１０：２０　開場・受付

１０：２０ ～１０：２５　開会説明

１０：２５ ～１０：３０　開会挨拶

１０：３０ ～１２：００

**講義「高齢者虐待防止法を中心とした  
法的根拠に基づく虐待対応」**

**施設虐待についての法律解説と**

**市町村の対応について～事例を交えて～（仮題）**

講師：和歌山弁護士会　弁護士　佐久間桜　氏

１２：００ ～ １３：００ 　昼休憩

１３：００ ～ １６：１５

**講義「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応について**

**～相談受付から終結まで 和歌山県マニュアルを紐解く～」**

講師：崎山 賢士 氏　(和歌山県社会福祉士会)

**ワークショップ「マニュアルに基づく相談対応を考える」  
～事前アンケート集計結果から～**

１６：１５ ～ １６：２５　アンケート記入時間

１６：２５ ～ １６：３０　閉会のご挨拶

９．参加申込方法 別紙「参加申込書」と「事前アンケート」に必要事項を記入の上、和歌山県社会福祉士会に郵送又はＦＡＸにてお送りください。

**締め切り 令和６年７月８日（月）**

１０．お願い 貴市町村で使用している『聞き取り調査票』様式などございますか。  
もし、その様式を研修会当日に他市町村にも提供いただける場合は、FAXなどで和歌山県社会福祉士会へお送りいただけると幸いです。

●お問い合わせ・お申込み先●

一般社団法人和歌山県社会福祉士会 事務局

〒640-8319　和歌山市手平2丁目１－２ 和歌山ビッグ愛６階

　　　　　 TEL / FAX 073-499-4529　E-mail info@wacsw.com

* **送付先　　和歌山県社会福祉士会　事務局 　　FAX ０７３-４９９-４５２９**

**参加申込書**

**『令和６年度高齢者虐待防止市町村職員研修**【養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修】**』**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤務先 | ＴＥＬ： Email | | |
| 出席者氏名 | ふりがな  氏　　名  職種：社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員・事務職・その他（　　　　　　　　） | 高齢者福祉業務  経験年数  ・1年目  ・（　　　）年目 | 虐待対応経験  ある　 ない |
| ふりがな  氏　　名  職種：社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員・事務職・その他（　　　　　　　　） | 高齢者福祉業務  経験年数  ・1年目  ・（　　　）年目 | 虐待対応経験  ある　 ない |
| ふりがな  氏　　名  職種：社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員・事務職・その他（　　　　　　　　） | 高齢者福祉業務  経験年数  ・1年目  ・（　　　）年目 | 虐待対応経験  ある　 ない |
| ふりがな  氏　　名  職種：社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員・  事務職・その他（　　　　　　　　） | 高齢者福祉業務  経験年数  ・1年目  ・（　　　）年目 | 虐待対応経験  ある　 ない |
| 備　考（連絡事項があればご記入下さい） | | | |

**※ 令和６年 ７月 ８日 （月） までに送付をお願いします。**

**事前アンケート**

**【養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修】**

**養介護施設等ではコロナ禍以降、感染症対策の一環で従業員以外の管内への立ち入りを制限するなど、実際現場で行われているケアの実情が見えづらくなっており、結果として不適切なケアや虐待が発生しやすい状況になっています。**

**このような状況では虐待の通報もされづらく、事実確認を行ったとしても虐待を認定するための根拠も集めづらく、そして業務改善の履行も十分に確認できないと考えられます。**

**虐待対応担当者として、要介護施設従事者等による高齢者虐待についてどのような課題を感じていますか。以下の3つの場面について担当課内で話し合ってお答えください。**

1. **虐待の通報や早期発見にどのような課題がありますか。**
2. **事実確認を行う際にどのような課題がありますか。**
3. **業務改善の支援を行う際にどのような課題がありますか。**